平成２３年（フ）第１２２号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目628番地の10
小嶋ハイム１―105、前住所埼玉県所沢市林３丁目509番地の78
債務者　加藤みさ子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３２号
埼玉県所沢市大字下安松592番地の７　貫井ハイツ２―101
債務者　田口美佐子こと　田口ミサ子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３５号
埼玉県入間郡毛呂山町南台４丁目18番地７、前住所埼玉県入間郡毛呂山町若山２丁目12番地19
債務者　神田　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３６号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目120番地の６　トトロの森２―106
債務者　今井　　勉
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５０３号
千葉県市川市宮久保５丁目13番４号
債務者　薄衣　　順
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５９０号
千葉県船橋市本町４丁目10番30号　パークハイツ船橋103号
債務者　梅澤　和幸
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５号
千葉市中央区浜野町1345番地１ヴィラＢＭ102号
債務者　塚村　美江
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５号
千葉市花見川区花見川４番12棟409号
債務者　池上　由子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６号
千葉県東金市極楽寺609番地16
債務者　飯塚　京子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４５０号
愛知県小牧市古雅２丁目25番地　県営古雅第二住宅Ｃ街区５棟201号
債務者　中部　義弘
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６号
名古屋市西区大金町３丁目34番地　サンハイム101号
債務者　庄田　豊春
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８５号
名古屋市守山区天子田３丁目701番地　大森向住宅４棟607号
債務者　磯野　亜以（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２９号
愛知県尾張旭市西山町２丁目７番地１　コーポ梅村105号
債務者　宝美こと　平野　広枝
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３９号
名古屋市中村区上ノ宮町２丁目30番地の２　メゾン本陣３Ｄ号
債務者　勢力　元行（旧姓菅田）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５０号
名古屋市天白区一本松２丁目509番地　アメニティ植田405号
債務者　川瀬　樹里
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７０号
愛知県小牧市城山１丁目６番地６　コンフォール城山５号棟405号
債務者　西行奈里子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９７号
愛知県春日井市中央通２丁目１番地３
債務者　織田　信廣
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部